



# 長野県報

11月24日(火)  
平成27年  
(2015年)  
第2727号

## 目 次

### 告 示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	2

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	3
土地改良区の定款変更の認可（4件）（農地整備課）	3
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	4

## 告 示

### 長野県告示第529号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 介護老人保健施設）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人元山会	ロングライフ塩尻	塩尻市広丘高出1614番地1	平成27年11月16日
<b>（登録特定行為事業者 指定短期入所療養介護）</b>			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人元山会	ロングライフ塩尻	塩尻市広丘高出1614番地1	平成27年11月16日
<b>（登録特定行為事業者 指定介護予防短期入所療養介護）</b>			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人元山会	ロングライフ塩尻	塩尻市広丘高出1614番地1	平成27年11月16日

介護支援課

### 長野県告示第530号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
飯田市上村180、216の9
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第531号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢6060、6061、6062のロ、6064、6065、7253の132

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第532号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字賀川字宮ノ窪174、字一ノ沢176の1、454の2、461、464、493の15、字片平441の2、442、444、455、456の1、456の2、457の1、457の2、458の1、458のロ、459

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第533号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草3097の5

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第534号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第535号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松本市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**公告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成27年11月13日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あじさいの家

- 3 代表者の氏名

近藤 明美

- 4 主たる事務所の所在地

小諸市大字御影新田2460番地60

- 5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者・精神障害者に対して、グループホーム・地域生活援助事業を行い、よって地域福祉に寄与することを目的とする。

**県民協働課**

**公告**

平成27年11月16日、上田市六ヶ村堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

**農地整備課**

**公告**

平成27年11月16日、上田市舛網土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

**農地整備課**

**長野県告示第536号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、飯山市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

飯山市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書